

○三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成元年3月30日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成元年三田市条例第11号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平3規則13・一部改正)

(使用の許可申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定により三田市自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に申請しなければならない。

(1) 定期使用 自転車等駐車場定期使用申請書の提出による方法

(2) 一時使用 口頭による方法

(3) 定期使用許可者の継続使用 市長が別に定める方法

2 市長は、使用を許可するときは、定期使用については自転車等駐車場定期使用券(以下「定期使用券」という。)及び自転車等駐車場定期使用証(以下「定期使用証」という。)を、一時使用については自転車等駐車場一時使用券(以下「一時使用券」という。)を申請者に交付する。

(平17規則36・旧第3条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(使用取消しの申請)

第3条 定期使用の使用許可を受けた者が使用の取消しの申請をしようとするときは、自転車等駐車場定期使用取消申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に提出するものとする。

(平17規則36・旧第4条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(使用料の納付)

第4条 使用者は、使用の許可後直ちに使用料(条例第5条第1項第2号を除く。以下同じ。)を納付しなければならない。

(平17規則36・旧第5条繰上、平18規則47・一部改正)

(使用料の返還)

第5条 条例第6条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき 取消しに係る月分の使用料の全額

(2) 条例第10条の規定による駐車場の使用の休止により駐車場の使用ができなかつたとき 使用できなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り上げた額とする。)

2 前項第1号に規定する使用料の返還を受けようとする者は、自転車等駐車場使用料返還申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に申請しなければならない。

(平3規則13・一部改正、平17規則36・旧第6条繰上)

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の定期使用について、当該各号に定める割合の使用料を条例第7条の規定により減額し、又は免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者 5割

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 5割

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 5割

(4) 療育手帳の交付を受けている者 5割

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにこれに準ずるものとして市長が認めるものに通学する者 2割

(6) その他市長が特に必要があると認める者 市長が別に定める額

2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、自転車等駐車場定期使用料減額(免除)申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平13規則20・平14規則4・一部改正、平17規則36・旧第7条繰上、平19規則31・一部改正)

(定期使用券等の再発行)

第7条 定期使用券又は定期使用証を紛失した者は、自転車等駐車場定期使用券等紛失届出書を市長に提出し、定期使用券又は定期使用証の再発行を受けなければならない。

(平17規則36・旧第8条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(住所等の変更届出)

第8条 定期使用の使用者は、住所、氏名、電話番号又は自転車等を変更したときは、住所等変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則36・旧第9条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(遵守事項)

第9条 駐車場を使用する者は、条例に定めがあるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入退場に際しては、定期使用券又は一時使用券を提示すること。
- (2) 自転車等は、指定された位置に自ら駐車し、施錠すること。
- (3) 定期使用の使用者は、定期使用証を自転車等の後部に貼付すること。
- (4) 市長の指示に従うこと。

(平3規則13・一部改正、平17規則36・旧第10条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(自転車等の放置期間)

第10条 条例第14条の「長期間」とは、30日以上をいう。

(平3規則13・一部改正、平17規則36・旧第11条繰上)

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第10条の2 条例第14条の2第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条、第3条、第7条から第9条までの規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項第3号中「市長が別に」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(平22規則24・追加)

(様式)

第11条 この規則に定める申請書等の様式は、別に市長が定める。

(平17規則36・旧第12条繰上)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則36・追加)

付 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成3年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の定期使用の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の定期使用の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成14年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第5号の規定は、この規則の施行の日以後の定期使用の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の定期使用の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成17年規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年規則第47号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第31号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

付 則(平成22年規則第24号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。